

震災伝承広報支援補助金

令和6年度募集のお知らせ

宮城県は、東日本大震災の伝承活動を行っている県内の個人及び団体が、当該個人及び団体が管理・運営する施設等を除く施設等（以下「他施設等」という。）に配架、掲示するチラシ、ポスターや冊子等の印刷物の作成費用について、その経費の一部を補助します。

補助対象経費

東日本大震災の伝承活動にかかるチラシ・ポスターや冊子等の印刷物の作成費用のうち以下に記載する費用とし、他施設等に配架、掲示する数量分の経費のうち、以下のもの

委託費（企画、構成、デザイン等）、謝礼・報償費（撮影、執筆等）、旅費（取材、打合せ等）、印刷・製本費、使用料・賃借料（機材、打合せ会場等）、消耗品費（用紙、トナー等）、運搬費、その他県が必要と認める費用

※配架する施設の一つに、必ず「みやぎ東日本大震災津波伝承館」が含まれることが条件です
※課税事業者が申請する場合は、消費税額は対象外です

対象者

県内に所在し次の各号のいずれにも該当する、本補助金の趣旨に合致する活動を行う個人及び団体

- (1) 所在地が明らかであること。
- (2) 会計経理が明確であること。
- (3) 一定の活動実績または見込みがあること。
- (4) 活動を的確に遂行する意欲や能力を有していること。
- (5) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く）を主たる目的としていないこと。
- (6) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。
- (8) 犯罪行為、その他公序良俗に反する行為など補助金を交付するにふさわしくないと認められる行為を行っていないこと。
- (9) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

補助金額

上限10万円以内（補助率1/2）

※応募者の中から、先着順で決定し予算の範囲内で支給（申請内容の審査有）

補助対象期間

令和6年11月1日（金）から令和7年3月20日（木）までの事業

申請方法

下記のウェブサイトから申請書類をダウンロードして必要事項を記載し、添付書類と合わせて下記提出先へ申請してください（直接提出・郵送どちらも可）。

併せて、申請書のデータ（Excel ファイル）を電子メールで提出してください。データの提出のみでは受理としませんので御注意ください。

なお、提出書類一式は本事業の目的のみに使用し、返却はいたしませんので御了承ください。

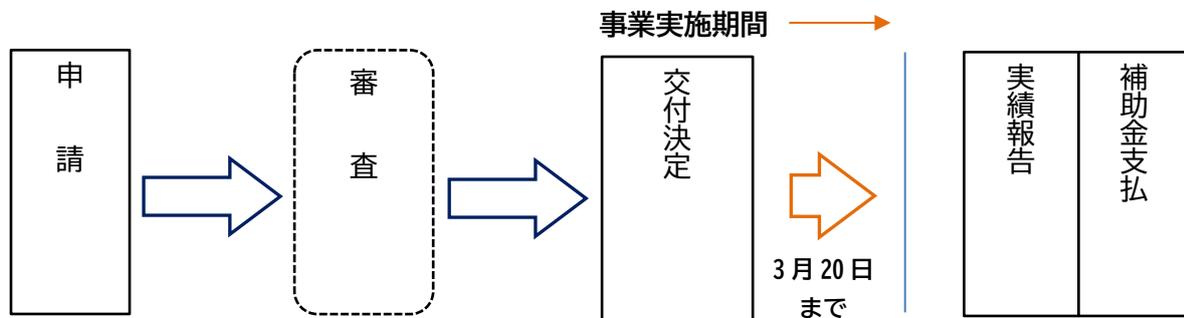
申請書ダウンロード先（宮城県ウェブサイト）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagi-densho-consortium/kohosien-hojokin.html>

申請書類：交付申請書様式第1号から様式第2号

添付書類：納税証明書（税目：全ての県税）、見積書、定款又は団体規約等、これまでの活動内容がわかるもの

補助金交付までの流れ



※実績報告時に、他施設等への配布先・配布数一覧と、配送したことがわかる伝票の写し等の提出が必要です。

問い合わせ・提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県復興・危機管理部 復興支援・伝承課 震災伝承班
担当：村上、白須

電話：022(211)2443 FAX：022(211)3519
メールアドレス：denshod@pref.miyagi.lg.jp